

4. ガイドラインの対象

住宅や店舗，工場といった建築物，道路や橋といった土木構造物，そして店舗の看板といった屋外広告物のような全ての構築物が都市景観を良くも悪くも変えていきます。

これら構築物をガイドラインの対象にするのは，勿論のこと，これまで様々な人たちの手で築き，守られてきた海岸線や森林，田園といった自然が織り成す風景と人々の生活からつくり出されてきた風景の保全についても本ガイドラインの対象にします。

風景というのは，明らかに作るものなのです。

本当の自然というものは，少ないのです。

われわれは自然だ自然だと言っておるけれど，

決してもとの自然というものは無いのです。

人間の作り出したものなのです。

その人間がどういう思想を持つかでその地域の風景が決まってくるのです。

『日本人と自然』「作る自然と作られた自然」から（宮本常一）



国営ひたち海浜公園内の「ひたちなか自然の森」